

岐阜県公報

目次

| | | |
|------------------------------------|---------|---|
| 岐阜県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例 | | 二 |
| 例 | (議会総務課) | 二 |
| 岐阜県議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 | (同) | 二 |
| 岐阜県議会議員の議員報酬の月額の特例に関する条例の一部を改正する条例 | (同) | 二 |
| 岐阜県指定金融機関の指定に関する条例 | (議事調査課) | 二 |

本号で公布された条例のあらまし

- 一 岐阜県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例(条例第四五号)
- 一 政務調査費に係る収入及び支出の報告書を提出する場合には、その支出の金額にかかわらず、領収書その他の証拠書類の写しを添付しなければならないこととした。(第八条関係)
- 二 この条例は、平成二十四年四月一日から施行することとした。
- 一 岐阜県議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(条例第四六号)
- 一 旅行諸費の支給について、一日当たり五千円を三千円に減額することとした。(第四条関係)
- 二 この条例は、平成二十四年四月一日から施行することとした。
- 一 岐阜県議会議員の議員報酬の月額の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第四七号)
- 一 議員報酬の月額を減額する期間を一年間延長することとした。(本則関係)
- 二 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 一 岐阜県指定金融機関の指定に関する条例(条例第四八号)
- 一 指定金融機関の指定に当たっては、その金融機関及び期間について議決を要することとした。(第一条関係)
- 二 知事は、毎年度、指定金融機関の公金の収納の事務等の状況を議会に報告しなければならないこととした。(第三条関係)
- 三 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県公報号外 毎週(火曜日)(金曜日) 発行(休日当たる)ときは翌日

平成二十四年三月二十七日

条 例

岐阜県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十五号

岐阜県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県政務調査費の交付に関する条例（平成十三年岐阜県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中、「による支出のうち一件三万円以上のもの」を、「の支出」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

2 改正後の岐阜県政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

岐阜県議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十六号

岐阜県議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（昭和二十六年岐阜県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中、「五千元」を、「三千元」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

2 改正後の第四条第二項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

岐阜県議会議員の議員報酬の月額の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十七号

岐阜県議会議員の議員報酬の月額の特例に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県議会議員の議員報酬の月額の特例に関する条例（平成二十二年岐阜県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

「平成二十四年三月三十一日」を、「平成二十五年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県指定金融機関の指定に関する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十八号

岐阜県指定金融機関の指定に関する条例

（趣旨）

第一条 この条例は、県の指定金融機関の指定に関し必要な事項を定めることにより、指定金融機関の公金の収納又は支払の事務の適正な執行及び県民サービスの向上に資することを目的とする。

（指定金融機関の指定）

第二条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十五条第一項の規定による指定金融機関の指定に当たっては、議会の議決を経て、県の公金の収納又は支払の事務を取り扱う金融機関及びその取り扱う期間を定めるものとする。

（指定金融機関の状況の報告）

第三条 知事は、毎年度、指定金融機関の公金の収納又は支払の事務及び公金の預金の状況その他必要な事項を取りまとめ、その概要を議会に報告しなければならない。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に県の公金の収納又は支払の事務を取り扱う指定金融機関については、この条例の趣旨を踏まえ、平成二十四年七月三十一日までに、議会の議決を経て、その取り扱う期間を定めるものとする。

平成二十四年三月二十七日発行

発行者

岐阜県庁
岐阜市数田南一丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ一

ブイ・アール・テクノセンター